

離島活性化交付金交付事業

(事業開始年度：令和5年度)

— 国土交通省国土政策局離島振興課 —

1 事業の目的・概要

離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進のための事業を実施し、離島の振興を図ることを目的とする。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、一部事務組合及び民間団体（離島振興対策実施地域）

3 対象事業等

(1) 定住促進事業

地域における創意工夫を生かしつつ、産業の活性化及び離島への移住を推進するために必要となる事業

○産業活性化事業

① 戦略産品開発

戦略産品開発のための調査、研究、研修事業、ブランド化、戦略産品のテスト販売、産業活性化のための広報等

② 輸送費支援

戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る輸送費支援

③ 企業誘致・創業等促進

企業誘致に向けた調査・基本戦略・計画立案、企業誘致のための相談窓口の設置・情報提供、実施主体の運営、コーディネーターの招聘、島内人材のスキルアップ研修、モニターツアーの実施、企業マッチング、離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援等

○定住誘引事業

U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空家情報の提供等

○流通効率化事業

コンテナ（冷凍、冷蔵含む）、荷役機械、冷凍庫、冷蔵庫、その他これらに類する機材等

○デジタル技術等新技术活用促進事業

ドローン、グリーンスローモビリティ等の導入等

○小規模離島等生活環境改善事業

買い物支援、高齢者の送迎支援等

○安全安心向上事業

防災計画作成、防災講習の実施、防災機能強化のための設備等

(2) 交流促進事業

島の特性を生かし、経済的、文化的諸活動を通じて、離島と他地域との交流を図るために必要となる事業

○離島における地域情報の発信

パンフレット作成、WEBの作成運用、イベントにおけるPR活動等

○交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり

観光地域づくり推進主体立上げ、関係人口の創出に向けた中間支援組織の立ち上げ、交流人口の拡大に必要なトイレ改修等

○島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進

離島留学（寄宿舍運営費等・寄宿舍整備費）、関係人口の創出に向けた交流イベント開催等

4 補助率

都道府県、市町村及び一部事務組合については1／2以内。

民間団体については1／3以内とし、かつ、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとする。

ただし、流通効率化事業については、民間団体であっても、その1／2以内を都道府県又は市町村に交付するものとする。

産業活性化事業における創業支援金は、上限事業費1事業600万円とし、地方自治体毎に3事業までとする。

5 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（中山間・特定地域振興担当）

電話：26－7036（内線：2226）

離島広域活性化事業

(事業開始年度：令和5年度)

— 国土交通省国土政策局離島振興課 —

1 事業の目的・概要

離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、離島の広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、一部事務組合及び民間団体（離島振興対策実施地域）

3 対象事業等

(1) 定住促進住宅整備事業

U・J・I ターン者又は一時滞在者を受入れるために必要となる既存施設の改修等及び新築

※改修等：内外装及び外構工事や水回り等の設備の改修、附帯施設の整備及び改修に必要な残置物の処分

※新 築：既存施設の改修による整備を検討した上で、新築のみでしか定住促進住宅の整備が出来ない場合に限る

(2) 定住誘引施設整備事業

シェアオフィス等及び交流施設の整備

○シェアオフィス等を整備するための既存の施設の改修等及び新築

※改修等：内外装及び外構工事、Wi-Fi 環境整備工事や水回り等の設備の改修及び改修に必要な残置物の処分

※新 築：既存施設の改修による整備を検討した上で、新築のみでしかシェアオフィス等の整備が出来ない場合に限る

○交流施設の整備（地域住民同士または地域住民と島外からの来訪者との交流を目的としたプログラムの実施に必要な施設、離島の自然を活かした島内外の交流を目的とした体験プログラムの実施の拠点となる施設および渡船施設周辺の船客待合所（トイレ施設を含む）等であって、他の補助事業の交付対象とならない施設）の既存施設の改修等

※渡船施設周辺の船客待合所（トイレ施設を含む）においては、離島振興対策実施地域と航路により連絡する地域で施設の整備を行うことができる。

(3) 流通効率化関連施設整備事業

海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある普通倉庫、冷凍倉庫、荷さばき施設、加工場その他これらに類する施設の整備及びこれらに附属する設備等で当該施設を構成するのに必要なもの（離島の流通に限定して利用するものが対象）

(4) 定住基盤強化事業

- ① 避難施設の整備（津波避難タワー等の避難施設整備）
- ② 防災活動拠点の改修等（廃校舎等の既存公共施設の改修、耐震化等）
- ③ 避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化
- ④ 緊急時物資等輸送施設の整備
- ⑤ 災害応急対策施設の整備（非常用電源設備、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防災情報伝達設備等）（設備等のみを整備する場合を除く）
- ⑥ 感染症対策等の隔離施設への改修等（既存施設の改修、プレハブ、コンテナハウス設置等）
- ⑦ 土砂災害特別警戒区域内の住宅の改修（擁壁整備・住宅外壁の補強等）及び建替

4 補助率

都道府県、市町村及び一部事務組合については1／2以内。

民間団体については1／3以内とし、かつ、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとする。

ただし、流通効率化関連施設整備等事業については、民間団体であっても、その1／2以内を都道府県又は市町村に交付するものとする。

5 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（中山間・特定地域振興担当）

電話：26－7036（内線：2226）

過疎地域持続的発展支援交付金事業

(事業開始年度:令和3年度)

— 総務省自治行政局過疎対策室 —

1 事業の目的・概要

過疎地域等における地域人材の育成、ICT等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業、過疎地域の集落再編を図るための居住環境の整備並びに過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設整備を行う取組に対して補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。

2 事業実施主体

- (1) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業は、集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (2) 過疎地域持続的発展支援事業は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により公示された市町村(以下「過疎地域市町村」という。)及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等(以下「一部事務組合等」という。)並びに都道府県
- (3) 過疎地域集落再編整備事業は、過疎地域市町村
- (4) 過疎地域遊休施設再整備事業は、過疎地域市町村及び一部事務組合等

3 対象事業等

- (1) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)
- (2) 過疎地域持続的発展支援事業
過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎地域市町村が実施するICT等技術活用事業や人材育成事業等を支援
- (3) 過疎地域集落再編整備事業
過疎地域市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備や空き家活用等の事業に対して補助(①定住促進団地整備事業 ②定住促進空き家活用事業 ③集落等移転事業 ④季節居住団地整備事業)
- (4) 過疎地域遊休施設再整備事業
過疎地域市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助

4 交付率等

- (1) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
1,500万円を上限(下限額 500万円)に定額交付、下記事業は限度額上乗せ
①専門人材を活用する事業: +500万円 ②ICT等技術を活用する事業: +1,000万円
③上記①+②を併用する事業: +1,500万円
- (2) 過疎地域持続的発展支援事業
2,000万円を上限(下限額 500万円)に交付
①過疎地域市町村: 定額
②都道府県: 1/2以内(※財政力指数0.51以下の都道府県は6/10以内)
- (3) 過疎地域集落再編整備事業
交付率1/2以内
- (4) 過疎地域遊休施設再整備事業
交付対象経費限度額 60,000千円(交付率1/3以内)

5 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課(中山間・特定地域振興担当) 電話:26-7036(内線:2224)

山村活性化支援交付金事業

(事業開始年度：平成 27 年度)

— 農林水産省農村振興局地域振興課 —

1 事業の目的・概要

山村活性化支援対策は、山村の活性化に向けて、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組を重点的に支援するものであり、地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う事業に対して交付金を交付する。

2 対象事業等

【山村活性化対策事業】

(実施主体：振興山村を有する市町村又は振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会)

(1) 地域資源の賦存・利用状況等の調査

ア 賦存量、利用状況・形態、潜在的な活用可能量・方法等の調査等

イ 農林水産業に関連する地域人材やそのノウハウ、伝統的な技術・知恵、既存の加工販売施設、固有の自然・景観等の調査

(2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

ア 住民意向調査、実施体制づくりや活動組織づくりに向けたワークショップ開催、活動計画づくりに向けた調査・検討等

イ (1) 及び (3) の取組実施、人材育成に必要な技術やノウハウ等の実践研修等

(3) 地域資源の消費拡大や付加価値向上等を図る取組及び販売促進

ア 新商品開発に向けた取組

付加価値を向上させた新たな特産物の開発に向けた試作、安全性や品質等の確保のための成分分析や調査、商品開発に当たっての市場調査（現状分析）等

イ 既存商品の改良に向けた取組

既存の特産物（サービス含む。）の付加価値向上等を図るための改良に向けた試作、安全性や品質等の確保のための成分分析や調査、商品改良に当たっての市場調査（現状分析）等

ウ 開発・改良商品の販売に向けた取組

ブランディング、商品名・パッケージデザインや他商品等と差別化を図る取組、価格戦略（価格設定等）検討のための取組等

エ 販路開拓・拡大に向けた取組

販路開拓・拡大するための各種プロモーション（試験販売、広報活動及び展示会・商談会への出展）や販売方法の充実に向けた取組等

オ その他関連する取組

【商談会開催等事業】

(実施主体：特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業)

(1) 商談会開催支援

バイヤー等との商談会や販売会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の販路開拓に向けた取組の支援

(2) 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ式のワークショップの実施支援

3 交付率等

山村活性化対策事業・・・1 地区当たり上限 1,000 万円×3 年間まで（定額＝100％）

商談会開催等事業・・・事業期間：1 年間、交付率：定額

4 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（中山間・特定地域振興担当）電話：26-7036（内線：2225）